

H30 年度

青色特報 1・2・3月号

《 お 知 ら せ 》

1. 決算・確定申告の個別相談日（派遣税理士同席）（別紙：①）

個別相談日は、2/15（金）、2/18（月）、2/25（月）、3/4（月）、3/6（水）の5日間

2. 所得税・消費税の納付期限と振替納税日（別紙：①）

納付期限：所得税 3/15（金）、消費税 4/1（月）

振替納税日：所得税 4/22（月）、消費税 4/24（水）

3. 生活習慣病予防健診のご案内（別紙：②）

日 程 3月25日（月）、3月26日（火）の2日間

4. 講習会・相談・指導（別紙：③）

・会計ソフト「ブルーリターンA」講習会（確定申告編）

2月1日（金） 午前・午後・夜間 （大垣市情報工房2F）

・所得税確定申告実務講習会

2月4日（月） 午前中 （大垣青色申告会事務局）

・会計ソフト「ブルーリターンA」講習会（年度更新編）

3月22日（金） 午前中 （むすびの地記念館2F）

5. その他（別紙：④）

・決算書への“青色申告会員”の記載について

・無料法律相談：1月～2月はお休みさせていただきます。

・「ブルーリターンA」決算申告相談及びe-Tax送信相談について

・消費税の個別申告相談について

・「税務お知らせ便」について

6. マイナンバー制度の実施にともなう注意事項について（別紙：⑤）

7. 小規模企業共済制度（別紙：⑥）

個人事業主の退職金共済制度(小規模企業共済)は、独立行政法人中小企業基盤整備機構(略称：中小機構)が運営する、安全・確実な退職金制度です。掛金は全額所得控除(所得税・住民税)になります。節税に、老後の資金に、是非、ご検討下さい。

決算・確定申告相談日

確定申告にそなえて決算・申告まで相談させていただきます。
相談日には名古屋税理士会大垣支部より派遣税理士が同席されますので、お気軽にご相談下さい。

場 所 大垣青色申告会事務局（大垣市情報工房 3F）
日 程 次のとおりです

2月15日（金）	10:00～12:00	/	13:00～16:00
18日（月）	10:00～12:00	/	13:00～16:00
25日（月）	10:00～12:00	/	13:00～16:00
3月4日（月）	10:00～12:00	/	13:00～16:00
6日（水）	10:00～12:00	/	13:00～16:00

※事務局での決算・確定申告相談は、この時期随時行なっておりますが、できるだけ上記の相談日をご利用下さい。

※決算書・確定申告書は事務局でお預かりして提出することができます。ただし、税務署の受付印が必要な方は、ご自身で提出して下さい。

※事務局から e-Tax で代理送信された方は、相談には必ず税務署からの“お知らせ”ハガキをご持参下さい。

《振替納税の振替日》

申告所得税 : 4月22日（月）
消費税及び地方消費税 : 4月24日（水）

※振替納税の手続き

申告所得税 : 3月15日（金）限（振替納税でない方の納税期限）

消費税及び地方消費税 : 4月1日（月）限（振替納税でない方の納税期限）

消費税課税事業者の方は、申告所得税が振替納税になっていても、消費税まで適用されませんのでご注意下さい。

（提出先）税務署または金融機関に所定の口座振替依頼書を提出して下さい。

決算書への“青色申告会員”の記載について

青色申告会の会員であることを決算書に記載する場合は、決算書一面の“加入団体名”記入欄に《大垣青色申告会》と記載して下さい。

【今年も無料法律相談を開設します】

今年の無料法律相談の開始は、3/20(水)からになります。

毎月第3水曜日：10:00～ 11:00～ 各1時間以内（相談分野は問いません）

（1月～2月は決算・確定申告時期のためお休みです）

会場は大垣青色申告会事務局（別室） 事務局電話（TEL 78-6808）

「フルリターンA」入力相談及び e-Tax 送信指導

事務局から e-Tax 送信（本人・代理）を希望される方の送信指導及び「フルリターンA」の決算申告指導をさせていただきますのでご利用下さい。（1時間以内）

期 間 平成 31 年 1 月 22 日（火）～2 月 28 日（木）

※時間帯：午前(9:00～12:00)／午後(13:00～17:00)

※e-Tax 利用可能（国税庁 HP：1/4～／BRA：1/15～）

場 所 大垣青色申告会事務局（大垣市情報工房 3F）

持ち物 決算書・確定申告書、各証明書、医療費領収書等

※マイナンバーカード取得の方はカード持参

消費税の個別申告相談について

所得税の確定申告(3/15)以降、消費税の課税事業者の方を対象に、事務局にて消費税個別申告相談をさせていただきますので、事前に連絡の上、ご来局下さい。なお、一般課税の場合は課税・非課税等の区分が、また簡易課税の場合は業種区分が必要になります。

生活習慣病予防健診のご案内

毎年恒例の春の健診です。夏の健診をお忘れになった方は、この機会をご利用下さい。(年2回実施：8月と3月)

実施日時 3月25日(月)～26日(火)の2日間
※健診日時については、受診者のご希望の日時に調整されます。(健診所要時間は1時間程度です)

健診会場 大垣市総合体育館

申込方法 ご案内封書の中の申込書をご利用下さい。
(1～3月号とともに案内封書を配付)

締切日 (案内と申込書が入った封筒に記載)
締切後、受診要領及び受付時間等について個別に案内書が発送されます。
(健診結果は約2週間ほどかかります)

※大垣市の方は健診料助成制度が利用できます。(下記参照)

人間ドック健診料の助成制度をご存知ですか？

(対象)

以下の①～⑤の項目

- ① 国保加入者で満30歳以上70歳未満の方
- ② 助成金申請時に納期到来分の保険料完納世帯の方
- ③ 人間ドック健診料が2万円以上の方
- ④ 受診日から6ヶ月以内の申請
- ⑤ 特定健康診査の基本項目を満たしていること

※添付書類(追加項目あり)

健診結果票、保険証、印鑑、口座番号、受診者氏名入り領収書

(助成額)

健診料の半額(限度額は2万円)

(国保加入者1人につき年1回/4月1日～翌年3月31日まで)

※毎月10日までの申請は、当月末の支払い。

(申請方法)

市窓口サービス課、または、お近くのサービスセンターで手続きして下さい。

※申請書は青色申告会事務局にも準備しております。

※詳しくは、窓口サービス課国民健康保険係まで。

(大垣市の場合 81-4111 内線452～455)

～マイナンバー制度の実施にともなう注意事項～

H28.1.1 よりマイナンバー制度が実施されています。

すでに皆様の住所宛に「通知カード」が送られてきているかと思います。

その通知カードには12桁の個人番号が記載されています。

個人番号の利用範囲は、番号法に規定された社会保障・税・災害対策に関する事務に限定されています。

税分野では、申告書・法定調書・源泉徴収票など、税務署・市役所に提出する税務関係書類に個人番号の記載が必要になります。

青色申告会を通じた書類提出は同意書が必要です！

青色申告会が個人番号の入った書類等を預かり、会を通じて提出する場合、会員と会との間に同意書が必要になります。(初回のみ)

(最初の提出書類に本人確認書類の写しを添付)

※申告書等を提出する際に、本人確認が必要になります。

個人番号を記載した申告書等を事務局を通じて初めて提出する際は、本人確認書類の提示又は本人確認書類の写しを申告書等に添付する必要があります。

《本人確認に使用する書類の例》

1. 個人番号カード（番号確認と身元確認）
2. 通知カード（番号確認）＋運転免許証、健康保険被保険者証など（身元確認）
 - ・通知カードとは、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されたカード
 - ・個人番号カードとは、本人が市区町村に交付を申請し、通知カードと引き換えに交付を受けるカード。個人番号カードには、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人の写真が表示されます。

※個人番号カードの有効期限

- ・発行から10回目の誕生日まで（未成年者は5回目の誕生日まで）
電子証明書は発行の日後5回目の誕生日まで
- ・発行手数料は当面は無料（再発行は有料）
- ・通知カードの有効期限はありませんが、必要に応じて個人番号カードの申請は速やかに行ってください。

税務お知らせ便

①申告所得税

提出期限：3月15日（金）

納付期限：3月15日（金） 現金納付の場合（金融機関及び税務署）

4月22日（月） 振替納税の場合

※振替納税手続き期限：3月15日（金）（提出先）金融機関及び税務署

②消費税及び地方消費税

提出期限：4月1日（月）

納付期限：4月1日（月） 現金納付の場合（金融機関及び税務署）

4月24日（水） 振替納税の場合

※振替納税手続き期限：4月1日（月）（提出先）金融機関及び税務署

※消費税課税事業者の方は、申告所得税が振替納税になっていても、消費税まで適用されませんのでご注意ください。

③所得税の延納納付（納付期限：5/31）

所得税及び復興特別所得税の確定申告分については、H31.3.15(金)までに納付すべき税額の2分の1以上を納付すれば、残りの税額の納付をH31.5.31(金)まで延長することができます。

延納期間中は年1.8%の利子税がかかります。

延納納付の手続きは、確定申告書の所定欄（延納の届出）で行います。

「現金主義」を選択される会員の方へ

H31年分確定申告より、「現金主義」を選択される方の年会費は、10,000円に減額させていただきます。（「現金主義」関係書類の事務局提出締切日：2/28）

ただし、平成31年分年会費（H31.4.1以降分）からの適用になります。

また、「現金主義」会員の提出書類等の確認は事務局にて行います。

なお、「現金主義の届出書」（正式名称：「現金主義による所得計算の特例を受けることの届出書」）の提出では、要件に関するチェックは事務局にて確認させていただきますので、H29年分以前の決算書とH30年分売掛金・買掛金・未払金・棚卸の確認をしてご来局下さい。（直接、提出されます方の会費減額はありません）